

第28回串間市農業委員会定例総会

日 時 令和7年9月30日（火曜日） 開始 15:00 終了 17:00

会 場 道の駅くしま 多目的室

出席農業委員 11名

1番（会長） 原田 俊一 6番 牧野 菜那 14番 松本 壽利
2番（会長代理） 奥村 千扶子 11番 安永 博行 19番 松田 富夫
3番 田中 達成 12番 野邊 康德 23番 上村 眞司
5番 森 通弘 13番 堀口 宗幸 （4番欠番）

欠席農業委員 2名 20番 島田 正弘、25番 廣見 安彦

出席推進委員 13名

7番 谷口 昭 15番 川崎 博樹 21番 中嶋 悦雄 27番 山口 浩幸
8番 武田 秀俊 16番 内田 浩輔 22番 川崎 正博
9番 河野 良人 17番 本川 理恵 24番 石上 平八郎
10番 北原 裕紀 18番 山口 広昭 26番 川崎 竜雅

欠席推進委員 0名

議事録署名委員 3番 田中 達成、13番 堀口 宗幸

議事日程

第1	報 告	農地法第18条第6項の規定による届出について
第2	議案第174号	農地法第3条の規定による許可申請について
第3	議案第175号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
第4	議案第176号	農地法第5条の規定による許可申請について
第5	報 告	農業委員会事務局職員の退職について

出席事務局 4名 事務局長 山口 憲一 次 長 黒葛原 俊
調整係長 酒井 尋 書 記 谷口 哲平

議長（1番）

ただいまから、第28回農業委員会定例総会を開催いたします。
本日は、20番委員と25番委員より欠席届が提出されていますので、出席委員は「農業委員11名、農地利用最適化推進委員13名」でございます。
農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、農業委員の過半数の出席がありますので、総会が成立していることを報告いたします。

議事録署名委員の指名

議長（1番）

本総会での議事録署名委員の指名をいたします。
議事録署名委員は、
3番 田中 達成 委員
13番 堀口 宗幸 委員 をお願いします。

報告：農地法第18条第6項の規定による届出について

議長（1番）

それでは議案審議に入ります。
まず報告、農地法第18条第6項の規定による届出について事務局より報告をお願いします。

事務局

農地法第18条第6項の規定による合意解約について報告いたします。
今回の合意解約は2件でございます。内容といたしましては、経営品目の転換が解約の理由となっております。お目通しいただきたいと思っております。以上でございます。

議案第174号：農地法第3条の規定による許可申請について

議長（1番）

次に議案第174号、農地法第3条の規定による許可申請について、申請番号1番の1件を議題といたしまして審議決定を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第174号、農地法第3条の規定による許可申請は、申請番号1番の所有権移転に関する1件を説明いたします。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請1件は、4ページにあります農地法第3条

事務局

第2項第1号・第3号・第4号・第5号・第6号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われま。皆さんのご審議をよろしくお願ひします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、21番委員より申請番号1番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願ひします。

21番委員

議案第174号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号1番の所有権移転に関する1件でございます。1番につきましては、渡人は非農家で管理できないため、現耕作者である受人に売り渡し、受人は水稻を作付けする計画です。受人世帯は、毎年水稻を作付けしており、農業従事状況については、本人と妻が200日の従事があるため、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていきると考えます。また、申請地の周辺は水稻地帯であり、農薬の使用についても地域の防除基準に従うため何も問題ありません。以上、申請番号1番の所有権移転の1件を調査しましたが、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。

申請番号1番の1件を決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第174号、申請番号1番の1件は許可することに決定いたします。

議案第175号：農地法第5条許可後の事業計画変更申請について

議長（1番）

次に議案第175号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、申請番号1番の1件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第175号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の申請番号1番について説明いたします。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請1件は6ページにあります事業計画の変更の承認要件、aからfまでの要件をすべて満たしていると思われま。皆様のご審議をお願いします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、12番委員より申請番号1番の1件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

12番委員

議案第175号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請、申請番号1番の1件を報告します。この1件については、被承継者は林業経営をしており、バイオマス発電施設を建設したことで資材置場が不足し、申請地を購入しています。また、被承継者と共同事業者である承継者は、木材加工などの製材業を行っており、需要の拡大に伴い新たな保管倉庫の建設を検討していました。建設場所を検討した結果、大型車の搬入出や加工場から近い立地から建設に最適であったことから、今回、国の補助金申請をするにあたり事業計画を変更するものであります。なお、新たに建設する保管倉庫は承継者が管理・運営し、残地については、被承継者が資材置場として利用する計画であります。当初計画からの不足分は新たな土地を別の場所に確保しています。次に、申請地図面の1ページから8ページをお開きください。入口については国道を管理する国交省と協議済みであり、問題ありません。雨水・排水計画については東側が河川につながっており、県土木事務所と協議済みであり、問題ありません。以上、申請番号1番について調査しましたが事業計画の承認要件をすべて満たしていることから何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより質疑入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。

議長（1番）

申請番号1番の1件を決定してよろしいでしょうか。

（ 異議なしの声 ）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第175号、申請番号1番の1件は許可相当としますが、事業面積の合計が30アールを超えますので、農地法第5条第3項の規定に基づき、宮崎県常設審議委員会へ意見聴取を行います。

議案第176号：農地法第5条の規定による許可申請について

議長（1番）

次に議案第176号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、申請番号1番から11番の11件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第176号、農地法第5条第1項の規定による許可申請は、申請番号1番から11番の11件を説明いたします。まず、申請番号2番から7番の6件の農地区分は、8ページにあります農地法第5条第2項第1号ロにあります、集団的に存在する農地又は良好な営農条件を備えている農地である「第1種農地」に該当します。しかし、申請地は、隣接する土地一体を山林として利用する申請であるため、施行規則第36条「申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められる場合、ただし、申請に係る事業の総面積に占める第1種農地の面積の割合が3分の1を超えないもの」の不許可の例外に該当しています。次に、申請番号10番と11番の2件の農地区分は、8ページにあります農地法第5条第2項第1号ロにあります、集団的に存在する農地又は良好な営農条件を備えている農地である「第1種農地」に該当します。しかし、申請地は近隣の山林を伐採し、一時的に木材集積場として利用する申請であるため、施行令第4条第1項第1号イ「申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるもの」の不許可の例外に該当しています。したがって事務局により申請書類の審査において、今回の申請11件は8ページにあります農地法第5条第2項第1号・第2号・第3号・第4号・第5号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われまます。皆様のご審議をよろしくお願ひします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、2番委員より申請番号1番と8番から9番の3件の調査結果の報告、並びに

議長（1番）

補足説明をお願いします。

2番委員

議案第176号、農地法第5条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号1番と8番から9番の所有権移転に関する3件でございます。まず、1番につきましては、受人は現在3人家族で借屋住まいであるが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、母所有の申請地に個人住宅を建築したく申請されたものです。申請地図面の9ページから12ページをお開きください。申請地の北側と南側は宅地、東側は道路、西側には畑がありますが、申請地の周囲にはブロック塀を設置しているため、土砂流出等の影響はないと考えます。また、生活雑排水は下水管に接続し放流し、雨水については既存側溝へ放流するため問題ありません。次に、申請番号8番と9番の2件につきましては、受会社は、木材・製材業を営んでおり、年々、住宅部材の需要が増加していることから、乾燥材製品の増産に対応する為、申請地を含む隣接地一帯を倉庫の建築と資材置場及び荷捌場として利用したく申請されたものであります。申請地図面の17ページから20ページをご覧ください。申請地の周囲は、受会社の所有する土地であり、雨水については自然浸透で問題なく、土砂流出等の影響はないと思われまふ。以上、申請番号1番と8番から9番の3件について調査いたしましたか、農地法第5条第2項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（1番）

次に、2番から7番と10番から11番の8件について、6番委員より説明をお願いします。

6番委員

議案第176号、農地法第5条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号2番から7番の所有権移転に関する6件と10番から11番の賃貸借権の設定に関する2件の合計8件でございます。まず、申請番号2番から7番の6件につきましては、受会社は林業を営んでいるが、近年、製材用丸太の需要が増加したことにより、隣接する所有山林とともに申請地を山林として管理したく申請されたものであります。申請地図面の13ページから16ページをご覧ください。申請地の周囲は、山林と一部北側で畑が隣接するが、境界には仕切りを入れ管理しており、雨水は自然浸透で問題なく、土砂流出等の影響はないと考えます。次に、申請番号10番と11番の2件につきましては、受会社は林業を営んでおり、申請地近隣の山林を伐採するため、申請地を木材集積場として一時転用したく申請されたものであります。申請地図面の21ページから24ページをご覧ください。申請地の周囲は、山林と道であり、雨水は自然浸透で問題なく、土砂流出等の影響はないと考えます。以上、申請番号2番から7番と10番から11番の8件について調査いたしましたか、農地法第5条第2項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（１番）

説明はお聞きのとおりでございます。
これより質疑入ります。質疑はありませんか。

（ なしの声 ）

議長（１番）

ないようですのでお諮りいたします。
申請番号１番から１１番の１１件を決定してよろしいでしょうか。

（ 異議なしの声 ）

議長（１番）

異議なしということですので、議案第１７６号、申請番号１番から１１番の１１件は許可相当としますが、申請番号２番から７番の６件と８番から９番の２件については、事業面積の合計が３０アールを超えますので、農地法第５条第３項の規定に基づき、宮崎県常設審議委員会へ意見聴取を行います。また、１番と１０番から１１番の３件は、意見を付して県へ副申いたします。
暫時休憩します。

報告：農業委員会事務局職員の退職について

議長（１番）

休憩前に引き続き会議を開きます。
次に、ただいま事務局より配布しました農業委員会事務局職員の退職につきまして、その結果を事務局より報告させます。

事務局

（ 資料に基づき報告 ）

議長（１番）

報告は以上でございます。以上で議案審議は全部終了いたしました。慎重・審議、誠にありがとうございました。第２８回農業委員会定例総会を終了いたします。

令和7年9月30日

1番 (会長) 原田 俊一

議事録署名委員

3番 田中 達成

13番 堀口 宗幸